

宜野湾市介護保険給付及び介護認定についてのQ & A

認定給付係に寄せられたお問い合わせや確認事項についてまとめています。

令和 7 年10月 8 日作成

【1】介護サービス関係

No.	確認内容	回答	備考
1	ケアプランの軽微な変更の内容について	原則、『居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い（厚生労働省）』に記載の項目のみ該当します。 指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準第13条第 3 号から第12号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかを検討して下さい。	
2	事業譲渡などによる運営法人の変更による事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当するか。	居宅介護（予防）支援事業所、介護サービス事業所の介護保険事業所番号及び名称のみの変更である場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	
3	「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下、居宅届）は、いつ提出が必要ですか？	次のような場合に提出してください。 1. 初めて介護サービスを利用するとき 2. 新規認定・更新・区分変更で介護区分が変わるとき ・例：事業対象者⇔要支援⇔要介護 ※暫定利用の場合は、サービス開始月内に提出が必要です。難しい場合は「認定給付係」へご連絡ください。 3. 認定期間・契約期間が終了し、再度サービスを利用するとき 4. 居宅介護（予防）支援事業所や小規模多機能型居宅介護支援事業所を変更するとき 5. 要支援者が転居し、担当の地域包括支援センターが変わるとき 6. 転入し、宜野湾市の被保険者となったとき （居宅支援事業所の変更がなくても提出が必要です） 7. 生活保護受給者で医療保険未加入の方が65歳になったとき 8. 支援事業所や地域包括支援センター等の「事業所番号」が変わったとき 9. 病院や施設から退院・退所し、居宅サービスを利用するとき （入院・入所前と同じ居宅支援事業所で契約が続いている場合は不要です）	
4	暫定利用を始めた場合は、いつまでに提出すればいいですか？	サービス開始月の月内に提出してください。やむを得ない理由で提出が難しい場合は、必ず開始月内に「認定給付係」へご連絡ください。	
5	転入の場合、居宅支援事業所を変えなくても提出は必要ですか？	はい。転入し宜野湾市の被保険者となった場合は、事業所の変更がなくても居宅届の提出が必要です。	
6	入院・入所から戻ったときは提出が必要ですか？	病院や施設から退院・退所して居宅サービスを利用するときは提出が必要です。ただし、入院前と同じ事業所との契約が継続している場合は不要です。	

宜野湾市介護保険給付及び介護認定についてのQ & A

7	短期集中リハビリテーション実施加算、短期集中個別リハビリテーション実施加算の起算日について	起算日は退院（所）日又は認定日の最新の日とする。 退院（所）日…病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日 認定日… 新たに 受けた要介護認定の有効期間開始日（申請日）	介護報酬の解釈 1 単位数 表編（社会保険研究所） 230P,313P
---	---	---	---

【2】介護認定について

No.	確認内容	回答	備考
1	まだ 65 歳になっていませんが、介護が必要になりました。いつから申請ができますか？	申請は 65 歳になる誕生日の 60 日前からできますが、要介護認定の有効期間の開始日は誕生日前日となります。ただし、40 歳から 64 歳までの方で、特定疾病※により、介護や支援が必要な方も申請ができます。 ※特定疾病については、窓口でご確認ください。	
2	入院中でも申請ができますか？	申請はいつでもできますが、入院（転院）直前直後は避けていただき、状態が安定してからご申請いただくよう願っています。 別の病院に移ることが決まっている場合は、病院を移った後に申請をお願いします。その場合、入院先の医師に介護保険の申請を伝えてください。	
3	更新申請はいつからできますか？	更新申請は、有効期間（被保険者証に記載）満了の 60 日前からできます。 更新申請の対象の方に、更新申請の案内を送付しておりますので、介護サービスの利用がある方については、そちらをご利用ください。	
4	要介護認定を受けており、市外(県外) に異動します。要介護度はどうなりますか？	住所を異動して 14 日以内に、転入先の市町村にて介護保険の転入の手続きを行うことで、一定の期間、宜野湾市で判定された介護度が転入先の市区町村でも継続することができます。 転入先での介護サービスについては、ケアマネジャーにご相談ください。	
5	認定の結果が出るまで、どれくらいかかりますか？	介護認定の結果が出るまでには、1カ月程度ですが、現在、申請者数が増加傾向にあり、1 ヶ月半～2 ヶ月程度かかる場合もあります。認定が遅れる見込みのある場合には、遅れる理由などを郵送でお知らせしています（延期通知書）。 介護保険のサービスをすぐに使いたい場合には、申請してすぐに利用することは可能です。ただし、認定結果が『非該当』の場合や、要介護度ごとの限度額を超えた分については、全額（10割）自己負担となり注意が必要です。申請時にご相談ください。	

宜野湾市介護保険給付及び介護認定についてのQ & A

【3】介護認定進捗確認システム『みつけ〜る』について

No.	確認内容	回答	備考
1	「みつけ〜る」とは	「みつけ〜る」は、要介護認定申請の進捗状況を確認するためのシステムです。 利用者は、申請時に交付された申請番号を照会することで進捗状況を確認できます。	
2	「みつけ〜る」は誰でも利用できますか。	居宅介護支援事業所、施設、地域包括支援センター等の介護保険事業者の皆様が対象です。	
3	「みつけ〜る」の利用申請はどのように行えばよいですか。	所定の「宜野湾市介護認定進捗確認システム『みつけ〜る』利用申請書」をご提出いただく必要があります。 申請書類は原則としてメールに添付して送付してください。 メール確認後、「みつけ〜る」のURLをお送りしますので、そちらから確認をお願いします。	
4	利用申請からシステム利用開始までどのくらい時間がかかりますか？	申請から利用登録までには時間がかかる場合があるため、余裕を持った申請をお願いします。	
5	「みつけ〜る」を利用しているが、更新されていない。	「みつけ〜る」の更新は、自動で随時行われているわけではなく、週1,2回更新作業を行っています。また、ページごと更新しておりますので、毎回「みつけ〜る」のURLからエクセルに入ってご利用ください。	
6	「みつけ〜る」システムの現在の利用者と、将来的な利用対象について教えてください。	現在、「みつけ〜る」システムは、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設等のケアプラン作成を行う事業所（ケアマネージャー等）を対象として公開されています。将来的には、申請者ご本人、医療機関などの方々にも本ツールが活用されることを目指しております。 なお、この運用開始に伴い、介護認定の進捗状況に関するお問い合わせにつきましては、今後は本システムをご利用ください。 「この運用が本格的に進めば、進捗確認に関するお電話での対応は一切受け付けません。」 とする予定でございます。	